

## 板橋区生活介護・重症心身障がい者通所施設運営費補助金交付要綱

(平成 29 年 4 月 1 日 区長決定)

### (目的)

第 1 条 この要綱は、板橋区内において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条第 7 項に規定する生活介護を行う事業所のうち、東京都重症心身障害児（者）通所事業等実施要領（令和 3 年 3 月 29 日付 2 福保障施第 3900 号）第 6 条の規定により東京都福祉保健局長が指定した事業所（以下「都重心通所事業所」という。）に対し、事業の実施に必要な開設準備に要する経費の一部及び運営に要する経費の一部を補助することにより、重症心身障がい者の日中活動の場の確保とともに、安定した日常生活及び社会生活の推進を図ることを目的とする。

### (補助対象事業所)

第 2 条 この補助金の交付を受けることができる事業所は、板橋区内の都重心通所事業所のうち、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 条）第 22 条に規定する社会福祉法人、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 2 条に規定する一般財団法人（公益財団法人を含む。）若しくは一般社団法人（公益社団法人を含む。）又は医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人（以下これらを総称して「法人」という。）が運営し、板橋区長（以下「区長」という。）が補助金の交付を必要と認めた事業所とする。  
ただし、板橋区立の事業所は除く。

### (補助対象経費及び補助金の額)

第 3 条 補助対象経費は、別表に規定する経費につき、予算の範囲内で区長が定める額とする。

### (補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする事業所の代表者（以下「申請者」という。）は、板橋区生活介護・重症心身障がい者通所施設運営費補助金交付申請書（別記第 1 号様式）に関係書類を添えて、指定する期日までに区長に提出するものとする。

### (補助金交付決定等)

第 5 条 区長は、前条の規定による申請があったときは、書類審査及び必要に応じて行う実地検査等により、補助金を交付することが適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（別記第 2 号様式）により申請者に通知するものとする。なお、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、

補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（変更又は廃止）

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後、事情の変更により決定を受けた申請の内容を変更又は廃止しようとする場合は、補助金変更交付申請書（別記第4号様式）又は補助事業廃止申請書（別記第5号様式）に関係書類を添えて区長に申請するものとする。

（変更交付又は廃止の決定）

第7条 区長は、前条の規定による変更の申請があったときは、同条に定める変更交付申請書及び関係書類により内容を審査し、補助金を変更交付することが適当と認めるときは補助金の変更交付決定を行い、補助金変更交付決定通知書（別記第6号様式）により補助事業者に通知するものとする。なお、補助金を変更交付することが適当でないとき、補助金変更不交付決定通知書（別記第7号様式）により補助事業者に通知するものとする。

2 区長は、前条の規定による廃止の申請があった場合において、事業廃止が適当と認めるときは、補助事業廃止承認書（別記第8号様式）により補助事業者に通知するものとする。この場合において、当該補助事業の廃止に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは期限を定めて返還を命じるものとする。

（事情変更による決定の取消し等）

第8条 区長は、この補助の決定の後においても、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、この補助の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの補助の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

（承認事項）

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

（事故報告等）

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行が困難となったときには、速やかにその理由及び状況を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

（遂行命令及び遂行の一時停止命令）

第11条 区長は、補助事業者が提出する報告及び地方自治法（昭和22年法律第

67号) 第221条第2項の規定による調査若しくは報告又は事業所の実地調査等により、補助事業がこの交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを命じなければならない。

- 2 補助事業者が前項の命令に違反したときは、補助事業者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

#### (補助金の請求)

第12条 第5条又は第7条第1項の規定による交付決定を受けた補助事業者は、補助金交付請求書(別記第9号様式)に関係書類を添えて、別に指定する期日までに区長に請求しなければならない。

- 2 区長は、前項の請求書が提出されたときは内容を審査し、相当と認めるときは補助金を交付する。

#### (実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに板橋区生活介護・重症心身障がい者通所施設運営費実績報告書(別記第10号様式)を区長に提出するものとする。この場合において、第9条第2号の規定により中止又は廃止の承認を受けたときもまた同様とする。

#### (補助金の額の確定)

第14条 区長は、前条の規定により提出された報告書により、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかを審査し、補助金が適正に執行されたと認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(別記第11号様式)により補助事業者に通知する。

#### (是正のための措置)

第15条 区長は、前条の規定による調査の結果、補助事業の成果がこの交付の決定の内容に適合しないと認めるときは、補助事業者に対し、当該補助事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

#### (決定の取消し)

第16条 区長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 事業の実施内容に不備があると認められたとき。

- (5) 法令に基づく指導を受けてなお改善がなされていないと認められたとき。
- 2 前項の規定は、第 14 条の規定により補助金の額が確定した後においても適用する。

(補助金の返還)

- 第 17 条 区長は、補助金の交付決定額を変更した場合又は交付決定の全部若しくは一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 2 区長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した後において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、別記第 11 号様式により期限を定めて、その差額の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

- 第 18 条 補助事業により取得し、又は効用を増加した単価 30 万円以上の機械器具及び財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号により別に定める期間を経過するまでに区長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- 2 承認を受けて前項に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部若しくは一部を区に納付させることができる。

(違約加算金及び延滞金)

- 第 19 条 区長は、第 16 条第 1 項の規定により、この交付の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、補助金の返還を命じたときは、補助事業者は、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年 10.95%の割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(違約加算金及び延滞金の計算)

- 第 20 条 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における前条第 1 項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次にさかのぼり、それぞれ受領の日において受領したものとする。

- 2 前条第1項の規定により、違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。
- 3 前条第2項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(関係帳簿の整備)

第21条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした帳簿を備え、当該収支について証拠書類を整理し、これらの書類を当該事業の属する会計年度終了後5年間整理保管しなければならない。

(委任)

第22条 この要綱に定めのない事項については、東京都板橋区補助金等交付規則(昭和42年板橋区規則第3号)によるほか、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年5月14日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、区長決定の日から施行する。

別表（第3条関係）

事業名	補助対象経費	説明
重心通所事業	初度調弁費 (開設初年度のみ)	利用者の支援に必要な医療用機器、医療器具その他必要な備品購入費
	人件費  職員給与（諸手当、 超過勤務含む） 法定福利費 福利厚生費など	①看護師の配置に要する人件費 ②理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の専門職及び機能訓練指導員の配置に要する人件費
	送迎バス運行経費	送迎バスに係る委託料・車両リース料等運行に要する経費
生活介護事業	送迎バス運行経費	送迎バスに係る委託料・車両リース料等運行に要する経費

（宛先）板橋区長

法人名  
代表者名  
事業所の所在地

事業所名  
電話番号

板橋区生活介護・重症心身障がい者

通所施設運営費補助金交付申請書

年度板橋区生活介護・重症心身障がい者通所施設運営費補助金として、次の金額を  
交付されたく、関係書類を添えて申請します。

申請額 金 円

（申請関係書類）

- 1 所要額調書
- 2 添付書類

法 人 名  
代 表 者 名  
事 業 所 の 所 在 地

事 業 所 名

### 補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度板橋区生活介護・重症心身障がい者通所施設運営費補助金を、下記により交付する。

年 月 日

板橋区長

#### 記

1 交付金額 金 円

(内 訳)

① 初度調弁費	
② 重心通所事業 人件費	
③ 重心通所事業 送迎バス運行経費等	
④ 生活介護事業 送迎バス運行経費等	
合計	円

※1,000円未満切り捨て

2 交付条件

- (1) この補助金は、交付申請記載の事業以外に使用しないこと。
- (2) 年度終了後、速やかに実績報告書を提出すること。
- (3) 生活介護・重症心身障がい者通所施設運営費補助金交付要綱を遵守すること。
- (4) 上記(1)から(3)までのいずれかを違反した場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

3 申請の取り下げ

この補助金の交付決定の内容又はこれに付した交付条件に異議があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して14日以内に申請を取り下げることができる。



法 人 名  
代表者名  
事業所の所在地  
  
事業所名

### 補助金不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度板橋区生活介護・重症心身障がい者通所施設  
運営費補助金を、下記により不交付とする。

年 月 日

板橋区長

#### 記

1 不交付決定の理由

2 補助却下（停止）日

（宛先）板橋区長

法人名  
代表者名  
事業所の所在地

事業所名  
電話番号

### 補助金変更交付申請書

年度板橋区生活介護・重症心身障がい者通所施設運営費補助金として、次の金額を変更交付されたく、関係書類を添えて申請します。

変更申請額	金	円
既交付決定額	金	円
（内交付済額	金	円）
差引追加（減額）額	金	円

（申請関係書類）

- 1 所要額調書
- 2 変更内容
- 3 変更年月日
- 4 添付資料

（宛先）板橋区長

法人名  
代表者名  
事業所の所在地

事業所名  
電話番号

### 補助事業廃止申請書

板橋区生活介護・重症心身障がい者通所施設運営費補助事業について、下記の理由により事業を廃止されたく申請します。

#### 記

1 事業廃止理由

2 事業廃止年月日

法 人 名  
代 表 者 名  
事 業 所 の 所 在 地

事 業 所 名

### 補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で変更交付申請のあった 年度板橋区生活介護・重症心身障がい者通所施設運営費補助金を、下記により変更交付する。

年 月 日

板橋区長

#### 記

1 変更交付金額 金 円

(内 訳)

① 初度調弁費	変更前	変更後
② 重心通所事業 人件費		
③ 重心通所事業 送迎バス運行経費等		
④ 生活介護事業 送迎バス運行経費等		
合 計		

2 交付条件

- (1) この補助金は、交付申請記載の事業以外に使用しないこと。
- (2) 年度終了後、速やかに実績報告書を提出すること。
- (3) 生活介護・重症心身障がい者通所施設運営費補助金交付要綱を遵守すること。
- (4) 上記(1)から(3)までのいずれかを違反した場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

3 申請の取り下げ

この補助金の交付決定の内容又はこれに付した交付条件に異議があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して14日以内に申請を取り下げることができる。

法 人 名  
代表者名  
事業所の所在地  
  
事業所名

### 補助金変更不交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度板橋区生活介護・重症心身障がい者通所施設  
運営費補助金を、下記により変更交付しない。

年 月 日

板橋区長

記

#### 1 変更不交付決定の理由

（宛先）板 橋 区 長

法 人 名  
代 表 者 名  
事 業 所 の 所 在 地

事 業 所 名

### 補助事業廃止承認書

年 月 日付で申請のありました、板橋区生活介護・重症心身障がい者通所施設運営費補助事業について、下記のとおり事業の廃止を承認します。

年 月 日

板橋区長

#### 記

1 承認年月日

2 承認内容

（宛先）板 橋 区 長

法 人 名  
代表者名  
事業所の所在地

事業所名  
電話番号

### 補助金交付請求書

請求金額	千	百	十	万	千	百	十	円

ただし、 年度板橋区生活介護・重症心身障がい者通所施設運営費補助金として上記金額を請求いたします。

（請求内訳）

① 初度調弁費	円
② 重心通所事業 人件費	円
③ 重心通所事業 送迎バス運行経費等	円
④ 生活介護事業 送迎バス運行経費等	円

（あて先）板橋区長

法人名  
代表者名  
事務所の所在地  
事業所名

板橋区生活介護・重症心身障がい者

通所施設運営費補助金実績報告書

年度板橋区生活介護・重症心身障がい者通所施設補助金に係る事業実績について、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 所要額調書
- 2 添付書類



法 人 名  
代表者名  
事業所の所在地  
  
事業所名

年 月 日

板橋区長

### 補助金確定通知書

年 月 日付 板 第 号で交付決定した 年度板橋区生活  
介護・重症心身障がい者通所施設運営費補助金については、下記のとおり確定する。

#### 記

1 補助金確定額 金 円

2 返還金がある場合

板橋区生活介護・重症心身障がい者通所施設運営費補助金交付要綱第 17 条に基づき、  
年 月 日までに返還するよう命じる。

(1) 補助金確定額 円

(2) 既交付済額 円

(3) 返還額 円

注：これは、先に提出された 年度補助金に係る実績報告書について交付決定の内容及び  
これに付した条件に適合していると認められたことにより通知するものである。